



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*13 和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(税務課)..... 13

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、次の条例について、地方消費税率の引上げの実施時期を平成 31 年 10 月 1 日とするとともに、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するほか、県民税の法人税割の税率の引下げの実施時期等を変更するなど所要の改正を行いました。

- (1) 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成 24 年和歌山県条例第 53 号。附則第 1 項関係。）
- (2) 和歌山県税条例（附則第 6 項の 6、第 6 項の 8 の 2、第 28 項及び第 28 項の 3 関係）
- (3) 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年和歌山県条例第 52 号。第 1 条、第 2 条、附則第 1 項及び第 3 項～第 10 項関係。）
- (4) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（附則第 4 項関係）
- (5) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年和歌山県条例第 53 号。附則第 1 項及び第 2 項関係。）

2 施行期日

公布の日から施行します。

和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成24年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

(和歌山県税条例の一部改正)

第2条 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の6中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第6項の8の2中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第28項の前に見出しとして「(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)」を付し、同項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加える。

附則第28項の3中「平成29年」を「平成33年」に改める。

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項の11中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同

表第61条第1項第5号ア(ウ)の項中「第61条第1項第5号ア(ウ)」を「第1項第5号ア(ウ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

附則第14項の12中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第4号中「以下この号において」を「次項において」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ウ)の項中「第61条第1項第5号ア(ウ)」を「第1項第5号ア(ウ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

附則第14項の13中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第61条第1項第1号アの項中「

第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号ア(イ)の項中「第61条第1項第5号ア(イ)」を「第1項第5号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

第2条のうち和歌山県税条例附則第14項の14から第18項までを削る改正規定中「第14項の14から第18項まで」を「第14項の12から第16項まで」に改める。

第2条中和歌山県税条例附則第14項の13を改め、同項を同条例附則第18項の3とする改正規定及び同条例附則第14項の12を改め、同項を同条例附則第18項の2とする改正規定を削る。

第2条中和歌山県税条例附則第14項の11を改め、同項を同条例附則第18項とする改正規定を次のように改める。

附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ」を「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の13まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項を附則第16項とする。

第 2 条中和歌山県税条例附則第14項の10の 2 の次に見出し及び 9 項を加える改正規定を次のように改める。

附則第14項の10の 2 の次に次の 1 項を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15 営業用の自動車に対する第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100分の 1	100分の 0.5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

第 2 条中和歌山県税条例附則第14項の10の 2 の次に見出し及び 9 項を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

17 削除

附則第17項の 2 から第17項の12までを削る。

附則第18項を次のように改める。

18 削除

附則第 1 項第 2 号中「第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第 8 項及び第 9 項」を「第 1 条の 2 及び附則第 6 項」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(4) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第10項の規定 平成31年10月 1 日

(5) 附則第 9 項の規定 平成32年 4 月 1 日

附則第 3 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改める。

附則第 4 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、「第 2 条」の次に「の規定」を加える。

附則第 5 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改める。

附則第10項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、同項を附則第11項とし、附則第 9 項を附則第10項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「平成29年度」を「平成31年度分の附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度」に、「平成28年度分までの」を「平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の前の見出しを削り、同項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

6 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 4 条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例 (平成27年和歌山県条例第68号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成29年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (平成28年和歌山県条例第53号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項ただし書及び第 2 項中「平成29年 4 月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。